

鳥取県訓練実施要領

目次

令和元年度鳥取県原子力防災訓練の訓練実施場所及び訓練内容

1. 全般実施要領	1
① 災対本部等運営訓練	2
② OFC 訓練	4
③ 情報収集訓練	5
④ 緊急時モニタリング訓練	6
⑤ BCP 訓練	7
⑥ PAZ 避難支援訓練	8
⑦ 広報・情報伝達訓練	9
⑧ 屋内退避訓練	10
⑨ 住民避難訓練	11
⑩ 避難行動要支援者避難訓練	13
⑪ 避難行動要支援者避難訓練（聴覚障がい者、外国人等）	11
⑫ 学校等の避難訓練	15
⑬ 避難退域時検査会場設置訓練	16
⑭ 車両確認検査等訓練	17
⑮ 避難支援ポイント設置・運営訓練	18
⑯ 原子力災害医療活動訓練（避難退域時検査（住民））	19
⑰ 原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）	20
⑱ 原子力災害医療活動訓練（広域医療搬送（鳥取県消防学校））	21
原子力災害医療活動訓練（広域医療搬送（美保基地））	22
原子力災害医療活動訓練（鳥取県済生会境港総合病院）	23
原子力災害医療活動訓練（鳥取県立中央病院）	24
原子力災害医療活動訓練（鳥取大学医学部附属病院）	25
⑲ 避難経路確保訓練	26
⑳ 県営広域避難所開設訓練	27
㉑ 避難誘導・交通規制等措置訓練	28
㉒ 物資補給訓練	29
㉓ 原子力防災講座	30
2. 米子市原子力防災訓練実施要領	31
3. 境港市原子力防災訓練実施要領	32

全般実施要領

1 目的

原子力防災対策について、避難の実効性の確認と練度の維持向上を図る。この際、国との連携、鳥取県広域住民避難計画及び各細部計画の実効性の向上を重視する。また本訓練で抽出した課題等に基づき地域防災計画及び避難計画の修正を引き続き行う。

2 主要訓練項目

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 複合災害対応（地震災害と原子力災害）
- (3) 円滑な住民避難及び屋内退避

3 実施日時

令和元年 11 月 8 日（金） 14:00～18:50

11 月 9 日（土） 8:00～17:30

11 月 10 日（日） 8:15～15:00

※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、避難退域時検査会場（名和農業者トレーニングセンター及び中山農業者トレーニングセンター）、西部総合事務所、原子力環境センター（県モニタリング本部）、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関 等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、実動組織、原子力防災関係機関、住民 等

6 訓練内容

災対本部等運営訓練及び災対本部等運営訓練に連動する独自訓練、OFC訓練については、同一想定で実施する。その他の独自訓練については、一部別想定（時間）で実施する。

(1) 迅速な初動体制の確立

県災害対策本部・現地災害対策本部、米子市、境港市及び国（官邸、OFC）、島根県、関係機関等との原子力防災対応にかかる連携要領の確認

(2) 複合災害対応（地震災害と原子力災害）

自然災害（地震）と原子力災害が同時に起こる複合災害を想定（国と共同シナリオ）
複合災害（地震災害と原子力災害）時における迅速かつ的確な初動対応の実施

(3) 円滑な住民避難及び屋内退避

屋内退避、要支援者対応、住民への情報伝達、避難経路の確保と誘導等多様な手段による円滑な住民避難の実施

① 災对本部等運営訓練実施要領

1 目的

複合災害時（地震災害）において、島根原子力発電所における EAL（放射性物質放出前）及び OIL（放射性物質放出後）時の事態の進展に応じた国・島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 複合災害時の本部設置・運営
- (2) 情報共有等関係機関との連携
- (3) 住民への情報伝達手段の確認
- (4) 事態の進展に応じた防護措置の判断・決定

3 実施日時

令和元年 11 月 8 日（金） 14:00～18:50
11 月 9 日（土） 8:30～17:30
11 月 10 日（日） 8:30～13:00

4 実施場所

県庁、西部総合事務所、原子力環境センター、琴浦大山警察署、米子市役所、境港市役所、島根県原子力防災センター（OFC）鳥取県ブース

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、実動組織、原子力防災関係機関 等

6 訓練内容

(1) 訓練全般シナリオ

島根県東部（宍道湖南方）を震源とする M7 クラスの地震が発生（震源地付近 6 強、米子市及び境港市 5 強）するとともに、島根原子力発電所 2 号機において警戒事態（AL）から施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）を経て、放射性物質放出に至る事象が発生したため、地震災害における初動対応、原子力災害の事態の進展に応じた原子力災害の防護措置（屋内退避、一時移転等）の実施方針等について、国、県、市等が参加する合同対策協議会等により意思決定を行い、実施する。

(2) 訓練の進め方

ホームステーション方式によるブラインド型訓練とし、統裁事項として、国からの指示、情報及び状況付与に基づき、訓練実施部間の情報伝達、調整等により進行する。

(3) 訓練実施項目

ア 複合災害時の本部設置・運営

- (ア) 地震及び原子力災害における県本部設置及び初動対応（情報収集・共有、被害報告作成）の確認
- (イ) 県本部会議、合同対策協議会等各会議開催要領の確認
- (ウ) 状況等については COP 化し共有
- (エ) 現場状況確認のためのヘリによる災对本部本部員の緊急輸送

イ 情報共有等関係機関との連携

原子力防災ネットワーク（TV 会議、原子力防災システム等）等による関係機関との連携の確認

ウ 住民への情報伝達手段の確認

県 HP、原子力防災アプリ、資料提供、道路情報表示板等住民への伝達手法の確認

エ 事態の進展に応じた防護措置の判断を決定

（ア）防護措置の実施方針案等県作成資料の作成方法の確認

（イ）OILに基づく防護措置の判断・決定

（ウ）避難輸送態勢の確立

オ 県災対本部と実動機関の住民避難状況の共有

11月10日（日）に実動組織現地合同調整所（琴浦大山警察署）において、避難状況の逐次把握、実動組織間の活動調整・情報共有を実施するとともに、県災対本部への状況の共有を実施

日時		状況	内容等
11/8	14:00～18:50	地震発生、AL～SE 初期	①災害対策本部事務局設置運営訓練 ②〃 初動対応訓練 ③〃 本部会議等運営訓練
11/9	8:30～12:00	SE 中期～GE 初期	①災害対策本部事務局設置運営訓練 ③〃 本部会議等運営訓練
	12:00～17:40	GE 初期～後期	
11/10	8:00～16:00	放射性物質放出後	

7 当日の会議スケジュール

日時	会議名	場所
11月8日（金）	# 1 県本部会議	県庁災対室
	# 1 県市合同本部会議	同上
	情報共有 TV 会議	同上
	# 1 現地事故連絡会議	O F C
	# 2 県本部会議	県庁災対室
	# 2 県市合同本部会議	同上
	非災対・原事対策合同本部会議	同上
11月9日（土）	# 3 現地事故連絡会議	O F C
	# 3 県本部会議	県庁災対室
	# 3 県市合同本部会議	同上
	原災対・非災対合同本部会議	同上
	# 1 原災合同対策協議会	同上
	# 2 原災合同対策協議会	同上
11月10日（日）	# 3 原災合同対策協議会	同上

②OFC 訓練実施要領

1 目 的

島根原子力防災センター（OFC）に鳥取県ブース要員及びOFC要員を派遣し、関係機関と連携を図るとともに、県災対本部との連携要領、機能班活動や原子力災害合同対策協議会等を通じた現地対応能力の強化を図る。

また、OFC要員の活動要領を検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 県災害対策本部・現地災害対策本部とOFCの連携・調整確認
- (2) 機能班活動やそれに伴う多様な機器操作の習熟
- (3) 合同対策協議会等における調整と情報共有
- (4) OFC要員の活動要領の検証

3 実施日時

令和元年 11 月 8 日（金）	14:00～18:50
11 月 9 日（土）	8:30～17:30
11 月 10 日（日）	8:30～13:00

4 実施場所

島根県原子力防災センター（OFC要員は3階、鳥取県ブース要員は2階）

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、島根県、国、中国電力株式会社 等

6 訓練内容

- (1) 鳥取県ブースでの関係機関との具体的対策の検討、調整 結果の報告
- (2) OFC要員の緊急参集（派遣）及び各機能班での活動を実施
- (3) 防護措置の実施方針作成にかかる検討・調整
- (4) 現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等の会議運営、会議結果の関係機関との共有

③情報収集訓練実施要領

1 目的

原子力災害時に現地被害状況、道路状況等について、鳥取県災害対策本部等で状況把握・分析を行い、その後の速やかな対応につなげるため、さまざまな手段を用いた情報収集を図る。

2 主要訓練項目

- (1) ドローンによる情報収集
- (2) 実動組織からの映像伝送による情報収集
- (3) 収集した情報の対策本部での活用

3 実施日時

令和元年11月8日（金）、9日（土）

4 実施場所

境港市及び米子市上空・海域、県庁

5 実施機関

国（内閣府、陸上自衛隊中部方面隊、第8管区海上保安本部）、鳥取県

6 訓練内容

- (1) ドローン及び実動組織からの映像伝送による情報収集
 - ・ 県の計画により飛行するドローンによって道路状況等を収集し、SNS を用いた県災対本部へのライブ配信を行う。
 - ・ 国の計画により飛行、航行するヘリ及び巡視船が収集する情報について関係省庁の回線やシステムを通じて県災対本部で映像取得を行う。
- (2) 収集した情報の対策本部での活用
 - 各機体によって収集した米子市、境港市内の情報を県災対本部において分析及び適宜関係機関へ共有を行う。
- (3) 船舶広報・海上警戒訓練
 - 発電所周辺海域の船舶に対する広報及び同海域内への接近防止の海上警戒を、巡視船によって情報収集訓練に引き続き行う。

④緊急時モニタリング訓練実施要領

1 目的

- ・緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき、一連の活動を実施することにより、手順の確認を行うとともに、計画及び実施要領の検証を行う。
- ・昨年度、新たに整備したサーベイ車による走行サーベイや現場での試料採取、原子力環境センターでの放射能測定等のモニタリング活動を行い、機器取扱いの習熟度の維持・向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づく活動手順等の確認
- (2) 情報共有システム等による情報伝達手順の確認、機器取扱い習熟度の維持向上
- (3) 走行サーベイ等の機動モニタリング、放射能分析の機器取扱い習熟度の維持向上

3 実施日時

令和元年 11 月 8 日 (金)	14:00~18:50	EMC訓練
11 月 9 日 (土)	8:30~17:30	EMC訓練
	8:00~13:00	実動訓練 (県独自訓練)

4 実施場所

原子力環境センター、西部総合事務所、県庁 他

5 実施機関

鳥取県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、中国電力株式会社

6 訓練内容

- (1) EMC訓練
 - ・EMC及び災害対策本部等と、防災ネットワークシステム、モニタリング情報共有システム、衛星携帯電話等の多重化された通信機器を用い、TV会議を行うなど、情報の伝達、報告、共有を図る。
 - ・モニタリング情報共有システムにより監視するとともに情報を集約する。
- (2) 実動訓練 (県の独自訓練)
 - ・緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリング本部を設営する。
 - ・可搬型モニタリングポストの設置、走行サーベイ、モニタリング車での測定、試料採取、モニタリングステーションの自家発電機への燃料補給を行い、手順の確認、機器取り扱い習熟度の向上を図る。
 - ・資機材等の養生、要員の汚染検査、個人線量計の着用により汚染管理、被ばく管理の手順確認を行う。
 - ・原子力環境センターにおいて、試料の受入れから核種分析及び結果報告までの一連の作業手順を確認する。

7 当日のスケジュール

(1) EMC訓練

- ・総合防災訓練のシナリオに沿って実施する。

(2) 実動訓練

11 月 9 日	8:00	警戒事態発生～モニタリング本部設置
	9:00	出動① (可搬型モニタリングポスト設置) 放射能分析
	9:20	出動② (試料採取、走行サーベイ等)
	12:00	帰還～汚染検査
	13:00	終了

⑤BCP 訓練実施要領

1 目 的

原子力災害時において境港市の全域避難が必要になった場合における、境港市役所の行政機能の中断を避けるための行政機能の移転に必要な先行的準備及び避難先地域での避難者の円滑な受入任務を有する市役所先行班の行動とそれについて支援等を行う県の行動について検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 先行班による市役所主力の受入準備と避難先地域における避難者受入準備
- (2) 県による当初段階における環境整備
- (3) 県と境港市の調整

3 実施日時

令和元年11月9日(土) 14:00~15:15

4 実施場所

県庁講堂、境港市役所

5 実施機関

鳥取県、境港市

6 訓練内容

- (1) 先行班の派遣
- (2) 先行班の活動
- (3) 受入等の支援
- (4) TV会議等の実施
境港市役所移転等の実施に関する連絡会議

⑥PAZ 避難支援訓練実施要領

1 目的

原子力災害時において事態が進展し全面緊急事態になった場合、国から島根原子力発電所の約5 km圏内（以下「PAZ」という。）住民（要支援者等を除く）に対して避難指示が発出され、避難指示に基づき PAZ 住民は避難を行う。その際本県を通る PAZ 住民の避難に対して支援体制の確立を図る。また鳥取県広域住民避難計画において、西部町村が予備的避難地域に指定されていることも踏まえ、西部町村に避難する場合を想定し避難所の開設及び運営を行う。

2 主要訓練項目

（図上）全面緊急事態における PAZ 住民避難支援体制の確立

※災対本部等運営訓練及び OFC 訓練と連携

（実動）避難所の開設及び運営

3 実施日時

（図上）令和元年 11 月 9 日（土）（災対本部等運営訓練にて実施）

（実動） 11 月 4 日（月）（西部合同町村避難所運営訓練）

4 実施場所

（図上）県庁

（実動）大山保健福祉センターなわ（西伯郡大山町御来屋 467）

※鳥取県広域住民避難計画において西部 7 町村（大山町、日吉津村、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町）が予備的避難地域としてされている。これを踏まえ、想定として避難所の開設及び運営を行う。

5 実施機関等

（図上）鳥取県

（実動）西部町村

6 訓練内容

（図上）・国より PAZ 住民避難の指示文が発出

・県から県警・市町村に対し PAZ 避難に対する支援の要請

（実動）・西部町村職員による避難所の開設及び運営

7 その他

11 月 10 日実施の避難誘導・交通規制等措置訓練では、島根県の UPZ 住民避難バスが県内を通過する際の主要交差点での誘導を実施

⑦広報・情報伝達訓練実施要領

1 目的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等の独自広報及び道路情報表示板による広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認する。また、外国人観光客向けの外国語による広報訓練を行ってその手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画（平成31年3月修正）の検証等を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 関係機関への情報伝達
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) 独自広報の検証
- (4) 一時滞在者への広報、情報伝達

3 実施日時

令和元年 11月 8日（金）	14:00～18:50
11月 9日（土）	8:30～17:30
11月10日（日）	8:30～13:00

4 実施場所

県庁 等

5 実施機関

鳥取県 他

6 訓練内容

- (1) 県民、一時滞在者（ビジネス・観光目的、外国人含む）等への広報
災害の概要、被害状況等について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報の検証（外国人向けには分かりやすい表現・説明による広報）（訓練表示、訓練メール等）
- (2) 報道機関との連絡調整
報道提供資料を報道機関にファックス送信、事態進展速度等に応じた多様なメディアの活用（発信内容の検討・発信）
- (3) UPZ内住民等への屋内退避指示・避難指示広報
対処方針（屋内退避、避難指示等）について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報（訓練表示）の検証（住民避難訓練と連携）
- (4) 道路情報表示
道路管理者への各段階での情報伝達訓練（道路情報表示板（訓練表示））

⑧屋内退避訓練実施要領

1 目的

全面緊急事態における UPZ 内住民の防護措置である屋内退避について発災時における周知活動の習熟と住民の屋内退避に対する理解促進を図る。また、今年度整備した放射線防護対策施設を使用し、避難行動要支援者の屋内退避手順の習熟を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 屋内退避情報指示伝達訓練
- (2) 放射線防護対策施設等での屋内退避訓練

3 実施日時

令和元年 11 月 9 日（土）

屋内退避に関する緊急速報（エリア）メールは同日午前 11 時 5 分頃発信

4 実施場所

県庁、米子市役所、境港市役所、介護老人保健施設ゆうとぴあ、UPZ 内世帯

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、医療法人真誠会、UPZ 住民避難訓練参加者

6 訓練内容

事態が全面緊急事態に至り、国より UPZ 住民の屋内退避指示が出されたのをトリガーとして訓練を行う。

(1) 屋内退避の指示

緊急速報（エリア）メールによる住民への屋内退避指示

(2) 屋内退避中の情報提供

ホームページ等による情報提供

⑨・⑪住民避難訓練（要支援者等避難含む）実施要領

1 目的

バス及び多様な避難手段による住民避難訓練を一連の状況下で実施することにより、引き続き鳥取県広域住民避難計画及び各細部計画の実効性を向上させるとともに、原子力災害における要支援者や避難が遅れた住民等の避難訓練を実施し、避難手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 平成30年度に修正した広域住民避難計画及び避難実施計画の検証
- (2) 多様な避難手段による住民避難の実施
- (3) 聴覚障がい者、外国人や在宅の避難行動要支援者など、それぞれの状況に対応した手順の確認
- (4) 避難が遅れた住民等に対する自衛隊、海上保安庁と連携した緊急避難の実施

3 実施日時

令和元年11月10日（日） 8:15～15:00

4 実施場所

一時集結所（米子・境港市）、避難退域時検査会場（名和農業者トレーニングセンター、中山農業者トレーニングセンター）、陸上自衛隊米子駐屯地、第八管区海上保安本部美保航空基地、JR境線

5 実施機関

鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、陸上自衛隊第8普通科連隊、第八管区海上保安本部美保航空基地、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道米子支社 等

6 訓練内容

- (1) 多様な避難手段による住民避難、緊急避難
 - ア 多様な手段による住民避難
 - ・住民が一時集結所に集合し、安定ヨウ素剤の服用訓練後、バスによる住民避難を実施するとともに、JRによる住民避難も実施
 - ・避難が遅れ救出要請のあった住民を高機動車により米子駐屯地及び第八管区海上保安本部美保航空基地へ陸路で輸送し、ヘリにより輸送する。
 - イ 聴覚障がい者・外国人の避難
 - ・地域支援者（家族、地域住民等）の介助を伴った聴覚障がい者の避難等
 - ・外国人へのわかりやすい広報の実施
 - ・在宅の避難行動要支援者の福祉車両（ストレッチャー・車いす車両）による避難
- (2) 住民への広報、情報伝達
 - 米子市・境港市による緊急速報（エリア）メールや防災行政無線等を活用した住民への広報・情報伝達を実施する。
- (3) 手話通訳者等による避難誘導を伴った聴覚障がい者の避難
- (4) 避難所開設訓練と連動した、一連の避難を実施
- (5) 避難バス車内におけるDVD等を活用した研修

7 住民避難の場所

	避難訓練実施地区	避難退域時検査会場	避難所
米子市	加茂地区	名和農業者トレーニングセンター 中山農業者トレーニングセンター	
境港市	外江地区、渡地区	名和農業者トレーニングセンター	県立鳥取東高校 ※参加住民の一部

8 その他

7月31日（木）に船舶を活用した住民避難訓練を海上自衛隊の協力を得て実施

⑩避難行動要支援者避難訓練実施要領

1 目 的

- ・原子力緊急時の避難対象施設における避難計画の確認及び実効性の検証
- ・原子力緊急時における関係機関（避難元施設、県等行政機関）の連携確認
- ・原子力緊急時における放射線防護対策施設の動作確認等

2 主要訓練項目

- (1) 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難支援センター運営マニュアルによる訓練の実施・検証（県）
- (2) 原子力災害避難計画（マニュアル）による訓練の実施・検証（施設）
- (3) 令和元年度に整備した放射線防護対策施設（陽圧装置）の動作確認等

3 実施日時

令和元年11月9日（土） 10:30～11:30

4 実施場所

介護老人保健施設ゆうとぴあ（米子市河崎）

5 実施機関

鳥取県、医療法人真誠会

6 訓練内容

施設の「原子力災害避難計画」に基づき、屋内退避（整備した放射線防護対策設備を活用）及び避難（避難車両乗車まで）の訓練（関係機関との情報伝達や利用者の誘導等）を実施し、内容を検証する。

急激に放射線物質が放出され、避難に時間がかかることを想定し、陽圧装置を作動させる。

- (1) 10時30分～10時40分 事故発生～注意喚起

[対応内容]

- (施設) ・施設内の情報共有（原子力緊急事態の進展等）
 - ・放射性物質放出に備えた対応
 - ・避難のための職員体制の確認
 - ・屋内退避指示に備えてしておくべきことの確認

- (県) ・避難元施設への注意喚起

- (2) 10時40分～11時5分 屋内退避準備～屋内退避〔避難指示に備えた対応〕

[対応内容]

- (施設) ・屋外に入所者等がいた場合の対応を想定した訓練
 - ・避難指示に備えた対応
 - ・屋内外の利用者への状況説明・退避エリアへの誘導、避難者への声かけ
 - ・退避エリアの整備、陽圧機の操作準備
- (エリア内の退避スペース確保、物品搬入、扉の密閉等)

- ・避難の準備（避難者・避難車両、持ち出し物の準備）
- ・陽圧装置の作動
- ・燃料切れとなった場合を想定し、給油業者による給油を行う。
- ・救援物資の搬入（自衛隊トラックからの搬送を想定）

(3) 11時5分～11時15分

〔対応内容〕

(施設) ・ 県へ屋内退避完了の報告

(県) ・ 施設からの屋内退避完了報告の受電

⑫学校等の避難訓練実施要領

1 目的

学校、幼稚園等での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 屋内退避訓練
- (3) 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

3 実施日時 令和元年6月～11月

4 実施場所 U P Z 圏内の学校等

5 実施機関 鳥取県、境港市、米子市、私立・国立学校 等

6 訓練内容

学校、幼稚園等が個別に策定した避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校（園）内における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、実施後に検証を行う。

(1) 通信連絡訓練

緊急時における学校等と関係機関との通信連絡訓練を行う。

(2) 屋内退避訓練

災害発生を想定し、屋内への退避行動の実施、安否確認の実施等について訓練を行い、手順等の確認を行う。

(3) 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

児童・生徒等を保護者に引き渡す訓練を行い、保護者への連絡・引き渡し手順等について確認を行う。

実施時期	県立学校	境港市・米子市立学校等	米子北斗中・高等学校 米子工業高等専門学校	幼稚園・認定こども園・保育所等
6月～11月	<p>■通信連絡訓練</p> <p>学校と県教委で緊急時の通信訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練</p> <p>○境高等学校 部活動、スクールプロジェクトに参加している小学生・高校生・大学生・教職員約170名で屋内退避訓練を実施した。(9/7)</p> <p>○境港総合技術高等学校 地震発生による津波災害及び原子力災害発生を想定し、あまりこ保育園・福定町自治会・境港市自治防災課と連携した屋内外退避訓練を実施する。(10/1)</p>	<p>■米子市</p> <p>○米子市立加茂小学校 全児童・教職員約550名で屋内退避訓練及び引き渡し訓練を実施する。(11/9)</p> <p>○その他の学校 各学校が実態に合った屋内退避訓練及び引き渡し訓練を行う。</p> <p>■境港市</p> <p>市内小中学校と市教委で緊急時の通信連絡訓練を行うとともに、各学校が実態に合った屋内退避訓練及び引き渡し訓練を行う。</p>	<p>■通信連絡訓練</p> <p>総合教育推進課で緊急時の通信連絡訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練</p> <p>各学校が実態に合った訓練を行う。</p>	<p>■通信連絡訓練</p> <p>園等の実態に合った訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練</p> <p>園等の実態に合った訓練を行う。</p>

⑬避難退域時検査会場設置訓練実施要領

1 目的

県地域防災計画及び広域住民避難計画では、原子力災害時において、県内で最大8箇所の避難退域時検査会場を開設することになっており、複数箇所の避難退域時検査会場を開設する場合の手順や運用方法等について検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 補給管理システムの輸送手順の確認
- (2) 複数の避難退域時検査会場の開設手順の確認

3 実施日時

令和元年11月10日(日) 9:30~12:00

4 実施場所

- (1) 名和農業者トレーニングセンター(メイン会場)
- (2) 中山農業者トレーニングセンター(サブ会場1)
- (3) 大山PA(サブ会場2)

5 実施機関

鳥取県、民間事業者(輸送・会場設営)

6 訓練内容

補給管理システム(10ftコンテナ、ロールボックス、避難退域時検査資機材等)の輸送及び避難退域時検査会場での展開

- (1) 避難退域時検査会場の開設
- (2) 補給管理システムの輸送
- (3) 補給管理システムの展開
 - ・コンテナ方式はメイン会場での展開
 - ・ロールボックス方式はサブ会場1での展開

⑭車両確認検査等訓練実施要領

1 目的

原子力災害時に避難退域時検査にあたる可能性がある関係機関の要員を対象に、車両汚染検査及び汚染車両の簡易除染を実施する際の手順確認、各種資機材の操作方法習熟を図る。

また、避難退域時検査用資機材の輸送から展開までの一連の手順、検査会場の運用方法を確認・検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 国が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づく車両への汚染検査及び簡易除染手順の確認
- (2) 県が整備した避難退域時検査用資機材（車両用ゲートモニタ、大型車両除染テント）輸送・展開、使用手順の確認
- (3) 検査会場の運用方法の検証（会場レイアウト・人員体制等）

3 実施日時

令和元年11月10日（日） 9:30～12:00

4 実施場所

- (1) 名和農業者トレーニングセンター（メイン会場）
- (2) 中山農業者トレーニングセンター（サブ会場）

5 実施機関

鳥取県、陸上自衛隊、中国電力株式会社

6 訓練内容

- (1) 避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認・展開手順の習熟
- (2) 車両用ゲートモニタ、サーベイメータ等各種資機材操作方法的習熟、大型車両除染システムを活用した簡易除染手順の確認及び習熟
- (3) 動員計画に基づく検査会場の人員体制の検証、各種資機材の円滑かつ効率的な運用を行うための検査会場レイアウトの検証

⑮避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領

1 目 的

原子力災害時において、避難住民に対する総合的な支援を行うための場（避難支援ポイント）を避難経路上の避難退域時検査会場に併設することから、その支援内容の検証と、ポイントの設置、運営の手順等を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 避難支援ポイントの設置及び運営の手順の確認
- (2) 避難退域時検査会場内の各部門や現地本部との連携及び情報収集・伝達・提供手順を確認
- (3) 避難住民への必要情報の提供

3 実施日時

令和元年11月10日（日） 9:30～12:00

4 実施場所

名和農業者トレーニングセンター

5 実施機関

鳥取県

6 訓練内容

(1) 避難支援ポイント設置・運営訓練

避難退域時検査会場における避難支援ポイントの役割（情報収集・伝達・提供）の確認や設置・運営手順の確認を行い、活動を実施する上での課題点を検証・整理・改善する。

※運営マニュアルの策定

(2) 情報収集・伝達訓練

- ・避難支援ポイント統括が避難退域時検査会場内の各部門（住民検査担当、車両検査担当）の検査進行状況を把握し、現地災害対策本部（西部総合事務所）へ電話・メール等により報告を行う。
- ・現地対策本部は、当該報告を県災対本部（原子力安全対策課）に伝達。県災対本部は課ホームページ「鳥取県の原子力防災」に訓練進行状況として掲載。これにより、情報伝達手順を確認すると共に、リアルタイムでの情報提供について検証を行う。

(3) 避難住民への情報提供訓練

- ・避難退域時検査会場内に「避難支援ポイント情報コーナー」を併設。当該コーナー内に避難住民にとって有用な情報（避難所先一覧、ガソリンスタンド情報等）を動的・静的に提供する。

（Wi-Fi と原子力防災アプリを使用した情報提供）

※会場内のその他の項目（避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布、車両除染、訓練展示等）については、別途各実施要領に記載。

⑯原子力災害医療活動訓練（避難退域時検査（住民））実施要領

1 目 的

住民避難の際に避難退域時検査会場で実施する避難退域時検査及び簡易除染等の技術の習熟、会場運用方法の検証を行い、対応能力と実行性の向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 国のマニュアルに準拠した「鳥取県原子力災害医療計画避難退域時検査マニュアル」の検査、簡易除染等手順の検証
- (2) 避難行動要支援者（聴覚に障がいがある方、寝たきりの方等）の対応の検証
- (3) 住民や外国人等に分かりやすい情報提供
- (4) 検査等の業務での放射線拡散防止措置の確認
- (5) 安定ヨウ素剤、原子力災害医療部門等との連携の確認

3 実施日時

令和元年11月10日（日） 8:30～13:00

4 実施場所

名和農業者トレーニングセンター（メイン会場）
中山農業者トレーニングセンター（サブ会場）

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、西部各町村、中国電力株式会社、鳥取県西部圏域聴覚障害者災害対策連絡会、鳥取県立中央病院、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会 等

6 訓練内容

- (1) 会場設営、会場運用についての検証
- (2) 放射線測定資機材の操作習熟
- (3) 避難退域時検査、簡易除染、健康相談等の業務の手順の確認
- (4) 避難行動要支援者（寝たきりの方等）に対する検査手順の確認
- (5) 避難行動要支援者（聴覚に障がいがある方、寝たきりの方等）に対する筆談等による情報伝達手順の確認
- (6) 外国人避難者に対する対応手順の確認
- (7) 放射線拡散防止措置の手順確認
- (8) 安定ヨウ素剤、原子力災害医療部門等との連携の確認
- (9) 簡易除染後0IL4以下にならなかった人の原子力災害拠点病院への搬送

⑰原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）実施要領

1 目的

住民避難訓練に合わせて、安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な手順等の確認・検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急配布等指示の伝達訓練
- (2) 住民説明・緊急配布訓練
- (3) 乳幼児用液剤の調剤・配送訓練

3 実施日時

令和元年 11 月 10 日（日） 8:30～12:00

4 実施場所

一時集結所、避難退域時検査会場（名和農業者トレーニングセンター）、調剤拠点薬局、
県立中央病院

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、一般社団法人鳥取県薬剤師会

6 訓練内容

(1) 緊急配布等指示の伝達訓練

原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布等の指示があった場合における配布等指示の伝達及び安定ヨウ素剤（乳幼児用液剤）の調剤指示の伝達訓練を実施する。

(2) 住民説明・緊急配布訓練

一時集結所及び避難退域時検査会場において、安定ヨウ素剤の説明・配布を実施する。

(3) 乳幼児用液剤の調剤・配送訓練

ア 調剤拠点薬局、中央病院で調剤訓練を行う。

イ 調剤した液剤の配送訓練を行う。

※ 調剤・配送訓練は、住民説明・緊急配布訓練とは連動しない。

⑩-1 原子力災害医療活動訓練実施要領 (広域医療搬送(鳥取県消防学校))

1 目的

医療モジュールを活用しSCUを運営するとともに、傷病者の航空機搬送について、実機を活用した関係機関との連携訓練を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 医療モジュールを活用したSCUの運営
- (2) 災害派遣医療チーム(DMAT)と陸上自衛隊が連携した傷病者の航空機搬送

3 実施日時

令和元年11月9日(土) 8:30~12:40

4 実施場所

鳥取県消防学校、鳥取砂丘コナン空港

5 実施機関

災害派遣医療チーム(県内外DMAT指定医療機関所属)、陸上自衛隊

6 訓練内容

- (1) 地震発生に伴い県外DMATが仮想県外搬送拠点(鳥取空港)及び鳥取県消防学校に参集。鳥取空港に参集したDMATは、陸上自衛隊輸送機(CH-47)で鳥取県消防学校へ移動。
- (2) DMAT・陸上自衛隊が連携し鳥取県消防学校に医療モジュール(野外手術システム)を活用したSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)を設置。
- (3) SCUに搬送されてきた傷病者を医療モジュールで安定化させ、CH-47に搭載し仮想県外搬送拠点(鳥取空港)へ広域医療搬送を実施。飛行中は、DMATと陸上自衛隊が連携し、必要な機内活動を行う。

⑩－２ 原子力災害医療活動訓練実施要領 (広域医療搬送(美保基地))

1 目的

傷病者の航空機搬送について、実機を活用した関係機関との連携訓練を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)と航空自衛隊が連携した傷病者の広域搬送
- (2) 搬送先での傷病者の引き渡し

3 実施日時

令和元年11月9日(土) 12:30~15:45

4 実施場所

航空自衛隊美保基地、鳥取砂丘コナン空港

5 実施機関

災害派遣医療チーム(県内外DMAT指定医療機関所属)、航空自衛隊 等

6 訓練内容

- (1) 地震発生に伴い県内外DMATが県内搬送拠点(航空自衛隊美保基地)に参集。
- (2) 被災地から美保基地へ搬送されてきた傷病者を航空自衛隊輸送機(C-2)に搭載。
- (3) 飛行中は、DMATと航空自衛隊が連携し、必要な機内活動を行いながら仮想県外搬送拠点(鳥取空港)へ広域医療搬送を実施。
- (4) 鳥取空港着陸後、空港に待機していた救急車両で患者搬送を行う。

⑩-3 原子力災害医療活動訓練実施要領 (鳥取県済生会境港総合病院)

1 目的

屋内退避を指示された際の院内の初動体制を確認することを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 防護設備の稼働
- (2) 院内退避、転院、一時退院患者の選定
- (3) 病院出入口の防護措置

3 実施日時

令和元年11月9日(土) 9:30~12:00

4 実施場所

鳥取県済生会境港総合病院

5 実施機関

鳥取県済生会境港総合病院、陸上自衛隊、鳥取県

6 訓練内容

【屋内退避】

- (1) 境港市からのUPZ内に居住する住民への屋内退避指示を受け、院内の放射線防護対策設備を稼働。
- (2) 入院患者のうち、院内退避・UPZ外への転院・一時退院させる者を選定。
- (3) 病院出入口を限定し防護措置(養生)を実施。

【入院患者の転院】

- (4) 県医療救護対策支部へ患者の転院搬送と受入れ医療機関の調整を電話依頼。
(調整困難なため同支部から同本部へ調整依頼)
- (5) 転院患者の転院準備(防護措置、転院先医療機関へ患者情報を伝達)
- (6) 該当患者を迎えに来た陸上自衛隊救急車に患者を移動。

⑱-4 原子力災害医療訓練実施要領 (鳥取県立中央病院)

1 目的

搬送されてきた患者を受入れ、線量確認や除染、その後の治療に至る一連の対応手順を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 院内防護区画の設定
- (2) 線量確認と除染、負傷箇所の治療

3 実施日時

令和元年11月10日(日) 9:30~10:45

4 実施場所

鳥取県立中央病院

5 実施機関

鳥取県立中央病院、鳥取県東部広域行政管理組合消防局

6 訓練内容

- (1) UPZ内で発生した汚染の疑いのある傷病者が発生し、県立中央病院へ搬送。
- (2) 病院到着後、医療スタッフが傷病者と救急隊員の線量測定を実施。
- (3) 病院は、傷病者を受入れ線量等確認と除染、負傷箇所の治療実施。

⑩-5 原子力災害医療活動訓練実施要領 (鳥取大学医学部附属病院)

1 目的

搬送されてきた患者を受入れ、線量確認や除染、その後の治療に至る一連の対応手順を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 院内防護区画の設定
- (2) 線量確認と除染、負傷箇所の治療

3 実施日時

令和元年11月10日(日) 9:30~11:00

4 実施場所

鳥取大学医学部附属病院

5 実施機関

鳥取大学医学部附属病院、鳥取県西部広域行政管理組合消防局

6 訓練内容

- (1) 避難中に転倒し負傷した住民が発生したとの通報が消防局に入り、消防局が受入れ可能な鳥取大学医学部附属病院に患者を搬送。
- (2) 病院到着後、医療スタッフが傷病者と救急隊員の線量測定を実施。
- (3) 救急隊員は業務に復帰、傷病者については引き続き負傷部位の治療を実施。

⑱避難経路確保訓練実施要領

1 目的

原子力災害時に避難経路が被災し、緊急車両や緊急物資の輸送車両等が通行できなくなった場合に早期に輸送機能を確保するため、災害対策基本法に基づく放置車両の移動や、自衛隊の機動支援橋による避難車両の渡河などの避難経路確保訓練を実施する。

2 主要訓練項目

- (1) 情報収集訓練
- (2) 道路啓開訓練（放置車両移動）
- (3) 応急架設訓練

3 実施日時

令和元年11月9日（土） 14:00～16:00

4 実施場所

米子港

5 実施機関

鳥取県、一般社団法人鳥取県西部建設業協会、陸上自衛隊

6 訓練内容

(1) 情報収集訓練

県庁ドローン隊が、ドローンにより上空から避難経路の被災状況に関する情報を収集する訓練

(2) 道路啓開訓練（放置車両移動）

災害対策基本法に基づき放置車両を強制的に移動する訓練

※災害対策基本法の概要

緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

(3) 応急架橋訓練

陸上自衛隊の07式機動支援橋により避難車両が渡河する訓練

⑳県営広域避難所開設訓練実施要領

1 目 的

島根原子力発電所での原子力災害発生に伴う広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に県営広域避難所を設置するため、開設手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 職員の動員手順の確認
- (2) 動員者による県営広域避難所（居住スペース）の設営

3 実施日時

令和元年 11 月 10 日（日） 10:00～13:30

4 実施場所

鳥取東高等学校 しののめ館、研修館

5 実施機関

鳥取県、境港市住民

6 訓練内容

- (1) 職員の動員手順に従って動員者を招集
- (2) 動員者に対して作業内容を説明
- (3) 動員者による居住スペースの設営
（段ボールの敷設、段ボールベッドの組立等）
- (4) 避難住民の受付
- (5) 避難住民による居住スペースの設営（間仕切りの設置、段ボールベッドの組立等）

7 当日のスケジュール

- (1) 県営広域避難所居住スペース設営
 - 10:00～ 動員者集合
 - 10:05～ 居住スペース開設作業
- (2) 県営広域避難所住民受入
 - 12:30～ 住民到着、避難者受付
 - 12:55～ 避難住民による居住スペース設置作業
 - 13:30 訓練終了

②1 避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領

1 目的

原子力災害発生時における住民の避難等を円滑に実施するため

2 主要訓練項目

- (1) 災害警備本部等設置運営訓練
- (2) 避難誘導・交通規制訓練

3 実施日

令和元年11月10日(日)

4 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場等

5 実施機関

鳥取県警察本部、琴浦大山警察署、米子警察署、境港警察署、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部

6 訓練内容

(1) 災害警備本部等設置運営訓練

警察本部、関係警察署に原子力災害警備本部を設置し、また琴浦大山警察署内に実動機関現地合同調整所設置に向けた機器立ち上げを行い、県、市町村等と情報共有を図るとともに、避難退域時検査会場に現地指揮所を設置し、映像伝送、無線通信訓練等を実施

(2) 住民避難誘導等訓練

米子及び境港警察署員により避難広報、パトカーによる避難バスの先導、避難所等の警戒活動を実施

鳥根県のUPZ 住民避難バスが県内を通過する際の主要交差点での誘導を実施

(3) 広報・情報伝達訓練

交通管制センターの交通情報板を利用した広報・情報伝達訓練

店舗電光掲示板を利用した広報・情報伝達訓練

(4) 交通検問所設置等訓練

緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続き訓練を実施

(5) 渋滞解消のための誘導等

ポイント交差点における交通規制、迂回誘導を実施

⑫物資補給訓練実施要領

1 目的

- ・原子力災害等緊急時における物資需要の把握及び物資の調達・供給方法の確認及び実効性の検証
- ・原子力災害等緊急時における物資集積拠点に集積した物資等を避難所へ供給する際の輸送方法の確認

2 主要訓練項目

- (1) 物資需要の把握、物資の調達・供給
- (2) 物資輸送方法の確認

3 実施日時

令和元年11月8日(金) 14:00～15:00

※一部訓練は9日(土) 8:30～11:00に実施

4 実施場所

介護老人保健施設ゆうとぴあ、陸上自衛隊米子駐屯地、県庁

5 実施機関

鳥取県、陸上自衛隊、一般社団法人鳥取県トラック協会

6 訓練内容

- (1) 協定事業者等との連携確認
 - ・トラック協会、協定事業者等へ災害状況の情報伝達
 - ・輸送対応可能なトラック数及び物資の供給可能数について確認
- (2) 物資需要の取りまとめ
 - ・避難所及び屋内退避を実施する福祉施設等から物資毎に需要を取りまとめ(食糧、飲料、粉乳、仮設トイレ、トイレトペーパー、ゴミ袋など)
- (3) 物資供給計画の早期作成
 - ・物流専門家から助言をもらい、供給量に基づきトラックを手配する
 - ・物資需要に基づき、プッシュ型で各避難所へ物資を供給する
- (4) 民間トラックと自衛隊トラックによる物資輸送
 - ・民間事業者と自衛隊が連携し、屋内退避を実施する福祉施設まで物資を運搬する

㊸原子力防災講座等実施要領

1 目 的

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練（住民避難・避難退域時検査）に先立ち、参加住民に対して原子力防災や放射線等についての知識・理解をより一層深めていただくとともに、講座・訓練展示などを通じて、原子力災害時における適切な対応を住民自らが考えていただく機会を提供し、原子力防災に対する意識と理解度の一層の向上を図り、より効果的な原子力防災訓練にすることを目的とする。

2 主要訓練項目

原子力防災講座（講演・ワークショップ）の実施

3 原子力防災講座

（1）実施日時・場所

	日 時	会 場
境港市	10月5日（土）19:30～21:00	渡公民館集会所（境港市渡町1356―1）
	10月12日（土）19:30～21:00	外江公民館集会所（境港市外江町2062―1）
米子市	10月5日（土）10:30～12:00	加茂公民館（米子市両三柳3305）
	10月20日（日）10:30～12:00	同 上

（2）内容

- ア 原子力防災講演 「放射線の人体への影響と原子力災害時の防護措置」
鳥取大学 研究推進機構 研究基盤センター 助教 北 実（きた まこと）氏
- イ ワークショップ
 - （ア）放射線の特徴と防護措置
 - （イ）行政からの情報伝達と落ち着いた行動の重要性
 - （ウ）屋内退避の有効性と対応
 - （エ）避難を行う際の注意事項
 - ア）避難指示の内容
 - イ）屋外に出る場合の注意点（肌の露出を防ぐ、放射性物質の吸い込みを防ぐ 等）
 - ウ）一時集結所での対応
 - エ）避難退域時検査の必要性
- ウ 原子力防災訓練に係る概要説明
今年度の訓練概要等

4 訓練展示

11月10日（日）名和農業者トレーニングセンターにおいて、鳥取県は原子力防災資機材等を紹介したパネルや移動式ホールボディカウンタ車等の展示

5 避難車両の中での研修

原子力防災に関するDVD等を活用し、原子力災害時の防護措置に関する研修を実施

令和元年度米子市原子力防災訓練実施要領

1 目的

島根原子力発電所における警戒事象発生時や、施設敷地緊急事態等進展時における各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確立する。

避難指示発令による段階的避難を想定し、バス、ＪＲ、航空機等による住民避難を一連の状況下に実施することにより、引き続き米子市広域住民避難計画の実効性を向上させるとともに、避難行動要支援者や外国人の避難訓練を実施し、避難の手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 原子力災害発生時における初動対応の実施
- (2) 小学校における保護者への児童引渡の実施
- (3) 多様な避難手段（バス、ＪＲ、航空機等）による住民避難の実施
- (4) 避難行動要支援者や外国人の避難手順の検証

3 実施日時

- (1) 初動対応訓練 令和元年11月8日（金）、9日（土）
- (2) 児童引渡訓練 令和元年11月9日（土）
- (3) 住民避難訓練 令和元年11月10日（日）午前8時30分～午後12時30分

4 実施場所

- (1) 初動対応訓練：米子市役所
- (2) 児童引渡訓練：加茂小学校
- (3) 住民避難訓練：加茂小学校、加茂公民館、名和農業者トレーニングセンター
中山農業者トレーニングセンター

5 実施機関

鳥取県、米子市、米子市教育委員会、加茂地区自治連合会、鳥取県警察、自衛隊、鳥取県隊友会等

6 訓練内容

- (1) 初動対応訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 児童引渡訓練
- (4) 広報伝達訓練：防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による広報を実施
- (5) 住民避難訓練
- (6) 避難行動要支援者等避難訓練：聴覚障がい者、外国人の避難を実施
- (7) 安定ヨウ素剤服用訓練
- (8) 避難退域時検査体験

令和元年度境港市原子力防災訓練実施要領

1 目的

島根原子力発電所における警戒事象発生や、施設敷地緊急事態等進展時の関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確立する。また、避難指示等発令時における各種避難手段（バス、ＪＲ、高機動車、ヘリ等）を活用した住民避難を一連の状況下で実施し、境港市広域住民避難計画の実効性を向上させるとともに、避難行動要支援者の避難手順等の習熟を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 初動対応及び事態の進展に応じた各種体制への移行並びに関係機関との連携要領
- (2) 複合災害時における情報収集及び住民への情報発信
- (3) 屋内退避及び多様な手段による住民避難及び在宅避難行動要支援者避難
- (4) 安定ヨウ素剤服用等訓練
- (5) 市行政機能の移転に係る関係機関との調整及び移転要領の確認

3 実施日時

令和元年 11 月 8 日（金）14:00～11 月 10 日（日）

4 実施場所

境港市役所、一時集結所（外江地区及び渡地区）、避難退域時検査会場（大山町名和農業者トレーニングセンター）、陸上自衛隊米子駐屯地、第 8 管区海上保安本部美保航空基地等

5 参加機関

訓練項目ごとに設定する。

6 訓練内容（詳細は各訓練の実施要領に記載）

- (1) 災害対策本部等運営訓練（地震災害及び原子力災害対応）
- (2) 緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）における訓練
- (3) 緊急時通報連絡・情報伝達訓練
- (4) 屋内退避訓練
- (5) 在宅避難行動要支援者搬送等訓練
- (6) 住民避難訓練（バス、ＪＲ）
- (7) 逃げ遅れた避難行動要支援者等の緊急避難訓練（高機動車、ヘリ）
- (8) 安定ヨウ素剤服用等訓練
- (9) 安定ヨウ素剤（水剤）配送訓練
- (10) 学校等（児童・生徒）の避難訓練
- (11) 原子力防災講座（事前講座）